



# 三重県公報

令和5年7月14日 (金)

第 430 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
437	農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(農林水産財務課)	2
438	漁船損害等補償法の規定による同意を求める旨の事前届出及び指定漁船調書縦覧	(水産振興課)	5
439	同件	( 同 )	5
440	都市公園の供用区域の一部変更	(都市政策課)	5
441	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(出納局)	6
<b>公 告</b>			
	肥料の品質の確保等に関する法律の規定による肥料の登録有効期間の更新	(農産物安全・流通課)	6
	土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	(農地調整課)	7
	令和5年度随時技能検定試験の実施 (変更)	(障がい者雇用・就労促進課)	7
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	11
<b>人 事 委 公 告</b>			
	令和5年度三重県職員採用候補者A試験 (秋季) の実施	(人事委員会)	12
	令和5年度三重県職員採用候補者B試験及びC試験の実施	( 同 )	13
	令和5年度市町立小中学校職員採用候補者B試験及びC試験の実施	( 同 )	14
	令和5年度三重県職員採用候補者民間企業等職務経験者試験の実施	( 同 )	16
	令和5年度三重県警察官A採用候補者試験 (2回目) の実施	( 同 )	17
	令和5年度三重県警察官B採用候補者試験の実施	( 同 )	18
<b>労 働 委 公 告</b>			
	労働関係調整法の規定によるあっせん員候補者の委嘱	(労働委員会)	19

**告 示**

**三重県告示第 437 号**

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 5 年 7 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農林水産部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 249 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(1)の表第 3 号の項を次のように改める。

3	みどりの食料システム戦略緊急対策事業費補助金	エネルギーの調達における環境負荷軽減を推進するため、地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けた調査・設計を支援するとともに、バイオ液肥の地域内利用を進めるため、液肥散布車の導入やメタン発酵後の副産物であるバイオ液肥等の散布実証のための取組を支援する。	みどりの食料システム戦略緊急対策交付金実施要綱に基づいて行う次の事業に要する経費 1 バイオマス地産地消の推進 (1) 事業化の推進 (2) 効果促進対策 (3) バイオ液肥散布車の導入 (4) メタン発酵バイオ液肥等の利用促進	別に定める。	みどりの食料システム戦略緊急対策交付金実施要綱に定める事業実施主体
---	------------------------	---	---	--------	-----------------------------------

別表 1(1)の表中第 5 号の項を削り、第 6 号の項を第 5 号の項とする。

別表 1(2)の表第 6 号の項（A）の欄を次のように改める。

農用地利用集積特別対策事業費補助金（農業経営高度化支援事業）
--------------------------------

別表 1(2)の表第 14 号の項（A）の欄を次のように改める。

農業のスマート化促進事業費補助金（データ駆動型農業の実践・展開支援）
------------------------------------

別表 1(2)の表第 16 号の項（A）の欄を次のように改める。

新規就農者育成総合対策事業費補助金（就農準備資金・経営開始資金）
----------------------------------

別表 1(2)の表第 23 号の項（A）の欄を次のように改める。

新規就農者確保緊急対策事業費補助金（初期投資促進事業）
-----------------------------

別表 1(2)の表に次のように加える。

27	新規就農者確保緊急対策事業費補助金（就農準備支援事業）	次世代を担う農業者となることを志向する就農前の研修段階の者に対して資金を交付する。	県が認めた研修機関で研修を受ける就農希望者の研修期間中における生活費の確保に要する経費	事業費の 10/10 以内	就農希望者
----	-----------------------------	---	---	---------------	-------

28	農福連携商品開発支援事業費補助金	農福連携に係る商品やサービスの開発を支援し、県内を中心に農福連携の認知度の向上やブランド価値の確立を図る。	農福連携の認知度の向上やブランド価値の確立につながる「農福連携によって生産された農産物を使用した新商品の開発」及び「農福連携に関する体験等の新サービスの開発」に係る経費	事業費の 1/3 以内	障害福祉サービス事業所、農業経営体等
----	------------------	---	--	-------------	--------------------

別表 1(7)の表中第 9 号の項を削り、第 10 号の項から第 28 号の項までを 1 項ずつ繰り上げ、第 29 号の項 (E) の欄を次のように改め、同項を第 28 号の項とする。

市町、土地改良区等又は農業者等が構成員となる団体

別表 1(7)の表に次のように加える。

29	土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業費補助金	農業水利施設の管理に要する電気料金の高騰分に対して支援し、原油価格高騰の影響を受けている農業者の負担軽減を図る。	土地改良区等が管理する農業水利施設の操作・運転に要する電気料金の高騰分に対する経費	1/2 以内	土地改良区又は農業者が構成員となる団体
----	--------------------------	--	---	--------	---------------------

別表 1(11)の表第 3 号の項 (C) の欄から (E) の欄までを次のように改める。

1 林業・木材産業構造改革事業 (1) 高性能林業機械等の整備	定額 (1/3、4/10 又は 1/2 以内)	市町、効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、都道府県知事が選定した林業経営体 (以下「選定経営体」という。) 等
	定額 (1/2 以内)	林業種苗法 (昭和 14 年法律第 16 号) 第 10 条に基づく生産事業の登録を受けた者及びその登録を受ける見込みの者等
	定額 (1/2)	市町、森林組合、木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人等で事業構想に明記されているもの
	定額 (15/100、1/3 又は 1/2)	市町、森林組合、林業者等の組織する団体、民間事業者等
	定額 (1/2 以内)	市町、森林組合、林業者等の組織する団体等
	定額 (1/2、15% 又は 3.75% 以内)	市町、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令 (平成 22 年政令第 203 号) 第 1 条に規定する公共建築物の整備主体等
	定額 (リース物件価格の 1/3、4/10、1/2 以内)	市町、選定経営体等
2 林業・木材産業循環成長対策事業 (1) 間伐材生産 ア 「路網整備に係る生産基盤強化	定額	市町、選定経営体等

<p>区域の設定について」（平成 30 年 2 月 1 日付け 29 林整第 713 号林野庁長官通知）に定める生産基盤強化区域（以下「生産基盤強化区域」という。）又は市町村森林整備計画に定める特に効率的な施業が可能な森林の区域（以下「効率的施業区域」という。）内で行う不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出・集積及び積込その他付帯施設整備（林内作業場、土場等）</p>		
<p>イ 関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）</p>	<p>定額</p>	<p>市町、選定経営体等</p>
<p>(2) 路網整備・機能強化 ア 生産基盤強化区域又は効率的施業区域内で行う林業専用道（規格相当）及び森林作業道の整備 イ 既設の林業専用道（規格相当）及び森林作業道の機能強化 ウ 林業専用道（規格相当）の復旧 エ 関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）</p>	<p>定額</p>	<p>市町、選定経営体等</p>
<p>(3) 低コスト再造林対策 ア 従来の造林に比べ、効率化・低コスト化が図られると期待される技術を導入した低コスト造林の支援 イ 低コスト造林の実施に必要な機械器具の整備 ウ 関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）</p>	<p>事業費の 1/2 以内</p>	<p>人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度の認定生産者の組織する団体等</p>
<p>3 地域の森林資源を生かした特用林産振興対策事業 安全安心な県産きのこについての見学会、宣伝イベントの開催等その他生産者が消費者に直接PRする活動等に要する経費</p>	<p>事業費の 1/2 以内</p>	<p>市町、認定特定増殖事業者、森林組合等</p>
<p>4 優良種苗確保事業 採種園等の造成・改良・機能向上に要する経費</p>		

別表 1(11)の表第 8 号の項を次のように改める。

<p>8</p>	<p>国際競争力・木材供給基盤強化対策事業費補助金</p>	<p>生産性向上等の体質強化のための合板・製材工場等の施設整備を行い、地域材の競争力強化を図る。</p>	<p>国際競争力・木材供給基盤強化対策 1 木材加工流通施設等整備（大規模・高効率タイプ） 2 木材加工流通施設等整備（低コストタイプ） 3 品目転換施設整備 4 高度加工処理施設整備</p>	<p>定額（1/2 以内）</p>	<p>市町、森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人等で体質強化計画に明記されているもの</p>
----------	-------------------------------	--	--	-------------------	--

別表 1(14)の表に次のように加える。

<p>9</p>	<p>配合飼料価格高騰対策緊急支援事業費助成金</p>	<p>配合飼料価格の高騰により、経営が逼迫している魚類養殖業者を支援するため、漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料）に加入している魚類養殖業者に対して、負担経費の一部を助成し、経営の安定を図る。</p>	<p>漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料）に加入している魚類養殖業者の積立金に相当する額の経費</p>	<p>別に定める。</p>	<p>別に定める県内魚類養殖業者</p>
----------	-----------------------------	---	--	---------------	----------------------

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の農林水産部関係補助金等交付要綱の規定は、令和5年度分の補助金等から適用する。

**三重県告示第 438 号**

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次の 1 のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を次の 2 により縦覧に供します。

令和 5 年 7 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
桑名市長島町白鷄 14-3	津坂 明	伊曾島	伊曾島漁業協同組合
桑名市長島町横満蔵 251	諸戸 一美	伊曾島	伊曾島漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和 5 年 7 月 14 日から同月 28 日まで

(2) 縦覧場所

桑名市長島町白鷄字佐藤 1-1 伊曾島漁業協同組合

**三重県告示第 439 号**

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次の 1 のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を次の 2 により縦覧に供します。

令和 5 年 7 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
桑名市大字立田町 201	丹羽 敬介	城南	伊曾島漁業協同組合
桑名市大字小貝須 978	伊藤 幸美	城南	伊曾島漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和 5 年 7 月 14 日から同月 28 日まで

(2) 縦覧場所

桑名市長島町白鷄字佐藤 1-1 伊曾島漁業協同組合

**三重県告示第 440 号**

三重県都市公園条例（昭和 47 年三重県条例第 33 号）第 14 条の 2 の規定に基づき、次の都市公園に係る供用区域の一部を次のとおり変更します。

令和 5 年 7 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 名称

熊野灘臨海公園

2 位置

北牟婁郡紀北町東長島字城ノ濱

3 変更に係る区域

別図のとおり

「別図」は省略し、三重県尾鷲建設事務所において縦覧に供します。

4 供用開始の期日

令和5年7月15日

三重県告示第 441 号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和5年7月14日

三重県知事 一見勝之

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
株式会社 三十三銀行	鈴峰支店	鈴鹿市長沢町字北間倉 1244番地の3	鈴鹿市自由ヶ丘1丁目18 番3号(石薬師支店内)	令和5年8月7日
	島ヶ原支店	伊賀市島ヶ原5890番地	伊賀市上野東日南町1673 番地の10(上野支店内)	令和5年8月21日

公 告

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新しました。

令和5年7月14日

三重県知事 一見勝之

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)				その他の規格	生産業者		更新後の登録有効期限
			窒素全量	りん酸全量	加里全量	アルカリ分		氏名又は名称	住所	
三重県第1241号	混合有機質肥料	マースィ・アクティ	3.0	4.0	1.0		含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社蓮華	尾鷲市三木浦町277番地	令和8年2月3日
三重県第1226号	混合有機質肥料	EMできばえ	4.0	3.5	1.0		含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社地主共和商会	多気郡多気町丹生4411-3	令和11年2月25日
三重県第1282号	乾燥菌体肥料	4.0乾燥菌体肥料	4.0	2.5			含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	敷島スターチ株式会社	鈴鹿市長太栄町5丁目5番1号	令和8年3月14日
三重県第1318号	乾燥菌体肥料	キンタイ1号	5.0	4.0	2.0		含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	大協肥糧株式会社	大阪府藤井寺市川北2丁目1番29号	令和8年3月2日

三重県 第 1306 号	混合有機質 肥料	HNジャーム 粕	4.5	3.0	2.2		含有を許される 有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は公定規格 のとおり	辻製油株式 会社	松阪市嬉野 新屋庄町 565 番地の 1	令和 11 年 3 月 26 日
三重県 第 1215 号	ごま油かす 及びその粉 末	九鬼ごま油 かす粉末	6.0	2.0	1.0		該当なし	九鬼産業株 式会社	四日市市尾 上町 11 番 地	令和 11 年 4 月 14 日
三重県 第 1259 号	副産動植物 質肥料	大豆蛋白発 酵肥料 豆 の恵み	4.5				含有を許される 有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は公定規格 のとおり	サンジルス 醸造株式会 社	桑名市明正 通一丁目 572-1	令和 11 年 4 月 17 日
三重県 第 1145 号	炭酸カルシ ウム肥料	54.0 炭酸 カルシウム 肥料				54.0	その他の制限 事項は公定規 格のとおり	日東粉化工 業株式会社	大阪府大阪 市西淀川区 佃 7 丁目 2 番 12 号	令和 11 年 5 月 28 日
三重県 第 1307 号	魚かす粉末	8.0 魚かす 粉末	8.0	9.0			該当なし	株式会社服 部	四日市市広 永町 577 番 地	令和 11 年 7 月 9 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、桜土地改良区から申請のありました土地改良事業計画（維持管理計画）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

令和 5 年 7 月 14 日

三重県知事 一見勝之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画（維持管理計画）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和 5 年 7 月 18 日から同年 8 月 15 日まで
- 3 縦覧の場所  
四日市市商工農水部農水振興課（四日市市諏訪町 1 番 5 号）

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 66 条第 3 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 3 日付け三重県公報第 392 号に登載しました「令和 5 年度随時技能検定試験の実施」で公告した技能検定試験（随時試験）の実施について、次のように変更します。

令和 5 年 7 月 14 日

三重県知事 一見勝之

変更前

（別表）実施職種（作業名）及び等級区分

実施職種名	作業名	等級
さく井	パーカッション式さく井工事作業	随時3級、基礎級
	ロータリー式さく井工事作業	随時3級、基礎級
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業	随時3級、基礎級
	非鉄金属鑄物鑄造作業	随時3級、基礎級
鍛造	ハンマ型鍛造作業	随時3級、基礎級
	プレス型鍛造作業	随時3級、基礎級

機械加工	普通旋盤作業	随時2級、随時3級、基礎級
	数値制御旋盤作業	随時3級、基礎級
	フライス盤作業	随時2級、随時3級、基礎級
	マシニングセンタ作業	随時3級、基礎級
金属プレス加工	金属プレス作業	随時2級、随時3級、基礎級
鉄工	構造物鉄工作業	随時3級、基礎級
建築板金	内外装板金作業	随時3級、基礎級
	ダクト板金作業	随時3級、基礎級
工場板金	機械板金作業	随時2級、随時3級、基礎級
めっき	電気めっき作業	随時3級、基礎級
	溶融亜鉛めっき作業	随時2級、随時3級、基礎級
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業	随時3級、基礎級
仕上げ	治工具仕上げ作業	随時2級、随時3級、基礎級
	金型仕上げ作業	随時2級、随時3級、基礎級
	機械組立仕上げ作業	随時2級、随時3級、基礎級
機械検査	機械検査作業	随時2級、随時3級、基礎級
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業	随時3級、基礎級
	コールドチャンバダイカスト作業	随時3級、基礎級
電子機器組立て	電子機器組立て作業	随時3級、基礎級
電気機器組立て	回転電機組立て作業	随時3級、基礎級
	変圧器組立て作業	随時3級、基礎級
	配電盤・制御盤組立て作業	随時3級、基礎級
	開閉制御器具組立て作業	随時3級、基礎級
	回転電機巻線製作作業	随時3級、基礎級
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業	随時2級、随時3級、基礎級
	プリント配線板製造作業	随時2級、随時3級、基礎級
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	随時2級、随時3級、基礎級
染色	糸浸染作業	随時3級、基礎級
	織物・ニット浸染作業	随時3級、基礎級
ニット製品製造	丸編みニット製造作業	随時3級、基礎級
	靴下製造作業	随時3級、基礎級
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業	随時3級、基礎級
紳士服製造	紳士既製服製造作業	随時3級、基礎級
寝具製作	寝具製作作業	随時3級、基礎級
帆布製品製造	帆布製品製造作業	随時3級、基礎級
布はく縫製	ワイシャツ製造作業	随時3級、基礎級
家具製作	家具手加工作業	随時3級、基礎級
建具製作	木製建具手加工作業	随時3級、基礎級
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業	基礎級
	印刷箱製箱作業	基礎級
	貼箱製造作業	基礎級
	段ボール箱製造作業	随時3級、基礎級
印刷	オフセット印刷作業	随時3級、基礎級
製本	製本作業	随時3級、基礎級



プラスチック成形	圧縮成形作業	随時3級、基礎級
	射出成形作業	随時2級、随時3級、基礎級
	インフレーション成形作業	随時3級、基礎級
	ブロー成形作業	随時3級、基礎級
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業	随時3級、基礎級
石材施工	石材加工作業	随時3級、基礎級
	石張り作業	随時3級、基礎級
パン製造	パン製造作業	随時3級、基礎級
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業	随時2級、随時3級、基礎級
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業	随時3級、基礎級
建築大工	大工工事作業	随時3級、基礎級
かわらぶき	かわらぶき作業	随時3級、基礎級
とび	とび作業	随時3級、基礎級
左官	左官作業	随時3級、基礎級
築炉	築炉作業	基礎級
タイル張り	タイル張り作業	随時3級、基礎級
配管	建築配管作業	随時2級、随時3級、基礎級
	プラント配管作業	随時3級、基礎級
型枠施工	型枠工事作業	随時3級、基礎級
鉄筋施工	鉄筋組立て作業	随時2級、随時3級、基礎級
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	随時2級、随時3級、基礎級
防水施工	シーリング防水工事作業	随時3級、基礎級
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	随時3級、基礎級
	カーペット系床仕上げ工事作業	随時3級、基礎級
	鋼製下地工事作業	随時3級、基礎級
	ボード仕上げ工事作業	随時3級、基礎級
	カーテン工事作業	随時3級、基礎級
熱絶縁施工	保温保冷工事作業	随時3級、基礎級
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	基礎級
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業	随時2級、随時3級、基礎級
表装	壁装作業	随時3級、基礎級
塗装	建築塗装作業	随時3級、基礎級
	金属塗装作業	随時3級、基礎級
	鋼橋塗装作業	随時3級、基礎級
	噴霧塗装作業	随時2級、随時3級、基礎級
工業包装	工業包装作業	随時2級、随時3級、基礎級

変更後

(別表) 実施職種（作業名）及び等級区分

実施職種名	作業名	等級
さく井	パーカッション式さく井工事作業	随時3級、基礎級
	ロータリー式さく井工事作業	随時3級、基礎級
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業	随時3級、基礎級
	非鉄金属鑄物鑄造作業	随時3級、基礎級
鍛造	ハンマ型鍛造作業	随時3級、基礎級

	プレス型鍛造作業	随時3級、基礎級
機械加工	普通旋盤作業	随時2級、随時3級、基礎級
	数値制御旋盤作業	随時3級、基礎級
	フライス盤作業	随時2級、随時3級、基礎級
	マシニングセンタ作業	随時3級、基礎級
金属プレス加工	金属プレス作業	随時2級、随時3級、基礎級
鉄工	構造物鉄工作業	随時3級、基礎級
建築板金	内外装板金作業	随時3級、基礎級
	ダクト板金作業	随時3級、基礎級
工場板金	機械板金作業	随時2級、随時3級、基礎級
めっき	電気めっき作業	随時3級、基礎級
	溶融亜鉛めっき作業	随時2級、随時3級、基礎級
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業	随時3級、基礎級
仕上げ	治工具仕上げ作業	随時2級、随時3級、基礎級
	金型仕上げ作業	随時2級、随時3級、基礎級
	機械組立仕上げ作業	随時2級、随時3級、基礎級
機械検査	機械検査作業	随時2級、随時3級、基礎級
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業	随時3級、基礎級
	コールドチャンバダイカスト作業	随時3級、基礎級
電子機器組立て	電子機器組立て作業	随時2級、随時3級、基礎級
電気機器組立て	回転電機組立て作業	随時3級、基礎級
	変圧器組立て作業	随時3級、基礎級
	配電盤・制御盤組立て作業	随時3級、基礎級
	開閉制御器具組立て作業	随時3級、基礎級
	回転電機巻線製作作業	随時3級、基礎級
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業	随時2級、随時3級、基礎級
	プリント配線板製造作業	随時2級、随時3級、基礎級
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	随時2級、随時3級、基礎級
染色	糸浸染作業	随時3級、基礎級
	織物・ニット浸染作業	随時3級、基礎級
ニット製品製造	丸編みニット製造作業	随時3級、基礎級
	靴下製造作業	随時3級、基礎級
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業	随時2級、随時3級、基礎級
紳士服製造	紳士既製服製造作業	随時2級、随時3級、基礎級
寝具製作	寝具製作作業	随時3級、基礎級
帆布製品製造	帆布製品製造作業	随時3級、基礎級
布はく縫製	ワイシャツ製造作業	随時3級、基礎級
家具製作	家具手加工作業	随時3級、基礎級
建具製作	木製建具手加工作業	随時3級、基礎級
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業	基礎級
	印刷箱製箱作業	基礎級
	貼箱製造作業	基礎級
	段ボール箱製造作業	随時3級、基礎級
印刷	オフセット印刷作業	随時3級、基礎級

製本	製本作業	随時3級、基礎級
プラスチック成形	圧縮成形作業	随時3級、基礎級
	射出成形作業	随時2級、随時3級、基礎級
	インフレーション成形作業	随時3級、基礎級
	ブロー成形作業	随時3級、基礎級
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業	随時3級、基礎級
石材施工	石材加工作業	随時3級、基礎級
	石張り作業	随時3級、基礎級
パン製造	パン製造作業	随時3級、基礎級
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業	随時2級、随時3級、基礎級
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業	随時3級、基礎級
建築大工	大工工事作業	随時3級、基礎級
かわらぶき	かわらぶき作業	随時3級、基礎級
とび	とび作業	随時3級、基礎級
左官	左官作業	随時3級、基礎級
築炉	築炉作業	基礎級
タイル張り	タイル張り作業	随時3級、基礎級
配管	建築配管作業	随時2級、随時3級、基礎級
	プラント配管作業	随時3級、基礎級
型枠施工	型枠工事作業	随時3級、基礎級
鉄筋施工	鉄筋組立て作業	随時2級、随時3級、基礎級
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	随時2級、随時3級、基礎級
防水施工	シーリング防水工事作業	随時3級、基礎級
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	随時3級、基礎級
	カーペット系床仕上げ工事作業	随時3級、基礎級
	鋼製下地工事作業	随時3級、基礎級
	ボード仕上げ工事作業	随時3級、基礎級
	カーテン工事作業	随時3級、基礎級
熱絶縁施工	保温保冷工事作業	随時3級、基礎級
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	基礎級
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業	随時2級、随時3級、基礎級
表装	壁装作業	随時3級、基礎級
塗装	建築塗装作業	随時3級、基礎級
	金属塗装作業	随時3級、基礎級
	鋼橋塗装作業	随時3級、基礎級
	噴霧塗装作業	随時2級、随時3級、基礎級
工業包装	工業包装作業	随時2級、随時3級、基礎級

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和 5 年 7 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間

令和5年3月24日から同年12月15日まで

- 3 作業地域  
松阪市清水町

## 人事委公告

令和5年度三重県職員採用候補者A試験（秋季）を次のとおり実施します。

令和5年7月14日

三重県人事委員会委員長 降 籬 道 男

- 1 試験区分及び採用予定数

試験区分		採用予定数
一般行政分野	行政（秋季）	約5名

- 2 職務内容

知事部局、教育委員会、企業庁及び病院事業庁等において事務に従事します。

- 3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

- 4 受験資格

次に掲げる全ての要件に該当する人が受験できます。

- (1) 昭和51年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない人
- (3) 平成11年改正前の民法（昭和29年法律第89号）の規定による準禁治産者の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とする人を除きます。）

- 5 第1次試験

- (1) 試験種目  
基礎能力試験及びエントリーシート試験
- (2) 試験日  
令和5年9月24日（日）
- (3) 試験会場  
三重県立津高等学校（津市新町3-1-1）  
三重県庁講堂（津市広明町13）

- 6 第2次試験

第1次試験合格者について次により行います。

- (1) 試験種目  
論文試験及び総合人物試験
- (2) 試験日及び試験会場  
令和5年10月下旬から同年11月上旬までの指定する日  
第1次試験合格通知で指定する場所

- 7 受験申込み

申込みは原則としてインターネットに限り、三重県職員採用案内ホームページ（URL：<https://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>）から申し込んでください。

- 8 受験申込の受付期間

令和5年7月14日（金）から同年8月24日（木）までとします。

なお、令和5年8月24日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

- 9 採用

この試験の合格者は、三重県職員採用候補者A試験（秋季）採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、令和6年4月1日の予定です。

#### 10 その他

- (1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所でも配布します。
- (2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

令和5年度三重県職員採用候補者B試験及びC試験を次のとおり実施します。

令和5年7月14日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

#### 1 試験区分及び採用予定数

##### (1) B試験

試験区分	採用予定数
警察事務	約11名
司書	約1名

##### (2) C試験

試験区分		採用予定数
一般行政分野	一般事務	約8名
自然分野	農業	約6名
	林業	約1名
工学分野	総合土木	約12名
	電気	約1名
警察事務		約7名

#### 2 職務内容

知事部局、教育委員会、企業庁及び病院事業庁等において事務又は技術的業務に従事します。ただし、警察事務は警察本部又は警察署において事務に従事します。

#### 3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

#### 4 受験資格

次の試験の種類ごとに、それぞれ掲げる要件の全てに該当する人が受験できます。

##### (1) B試験

- ア 平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人
- イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない人
- ウ 日本の国籍を有する人（ただし、試験区分「警察事務」に限ります。）

##### (2) C試験

- ア 平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人
- イ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人
- ウ 日本の国籍を有する人（ただし、試験区分「警察事務」に限ります。）

#### 5 第1次試験

##### (1) 試験種目

- ア B試験
  - 警察事務及び司書
  - 教養試験及び専門試験
- イ C試験
  - (ア) 一般事務及び警察事務

## 教養試験

- (イ) 農業、林業、総合土木及び電気  
教養試験及び専門試験

## (2) 試験日

令和5年9月24日(日)

## (3) 試験会場

## ア B試験

三重県立津高等学校(津市新町3-1-1)

## イ C試験

三重県立津高等学校(津市新町3-1-1)

三重県伊勢庁舎(伊勢市勢田町628-2)

三重県尾鷲庁舎(尾鷲市坂場西町1-1)

## 6 第2次試験

第1次試験合格者について次により行います。

## (1) 試験種目

## ア B試験

論文試験及び総合人物試験

## イ C試験

作文試験及び総合人物試験

## (2) 試験日及び試験会場

令和5年10月下旬から同年11月上旬までの指定する日

第1次試験合格通知で指定する場所

## 7 受験申込み

申込みは原則としてインターネットに限り、三重県職員採用案内ホームページ(URL: <https://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>) から申し込んでください。

## 8 受験申込の受付期間

令和5年7月14日(金)から同年8月21日(月)までとします。

なお、令和5年8月21日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

## 9 採用

この試験の合格者は、三重県職員採用候補者B試験又はC試験採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、令和6年4月1日の予定です。

## 10 その他

- (1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所でも配布します。

- (2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局(〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932)へしてください。

令和5年度市町立小中学校職員採用候補者B試験及びC試験を次のとおり実施します。

令和5年7月14日

三重県人事委員会委員長 降 籬 道 男

## 1 試験区分及び採用予定数

## (1) B試験

試験区分	採用予定数
学校事務	約15名

## (2) C試験

試験区分	採用予定数
学校事務	約2名

## 2 職務内容

市町立小中学校において、一般事務に従事します。

## 3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、公立学校職員の給与に関する条例（昭和 30 年三重県条例第 10 号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

## 4 受験資格

次の試験の種類ごとに、それぞれ掲げる全ての要件に該当する人が受験できます。

## (1) B試験

ア 平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない人

## (2) C試験

ア 平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人

イ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人

## 5 第1次試験

## (1) 試験種目

ア B試験

教養試験及び専門試験

イ C試験

教養試験

## (2) 試験日

令和5年9月24日（日）

## (3) 試験会場

ア B試験

三重県立津高等学校（津市新町3-1-1）

イ C試験

三重県立津高等学校（津市新町3-1-1）

三重県伊勢庁舎（伊勢市勢田町628-2）

三重県尾鷲庁舎（尾鷲市坂場西町1-1）

## 6 第2次試験

第1次試験合格者について次により行います。

## (1) 試験種目

ア B試験

論文試験及び総合人物試験

イ C試験

作文試験及び総合人物試験

## (2) 試験日及び試験会場

令和5年10月下旬から同年11月上旬までの指定する日

第1次試験合格通知で指定する場所

## 7 受験申込み

申込みは原則としてインターネットに限り、三重県職員採用案内ホームページ（URL：<https://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>）から申し込んでください。

## 8 受験申込の受付期間

令和5年7月14日（金）から同年8月21日（月）までとします。

なお、令和5年8月21日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

## 9 採用

この試験の合格者は、市町立小中学校職員採用候補者B試験又はC試験採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、令和6年4月1日の予定です。

#### 10 その他

- (1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所でも配布します。
- (2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

令和5年度三重県職員採用候補者民間企業等職務経験者試験を次のとおり実施します。

令和5年7月14日

三重県人事委員会委員長 降 籬 道 男

#### 1 試験区分及び採用予定数

試験区分		採用予定数
一般行政分野	行政（デジタル）	約1名
工学分野	総合土木	約2名

#### 2 職務内容

知事部局、教育委員会、企業庁及び病院事業庁等において事務又は技術的業務に従事します。

#### 3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

#### 4 受験資格

次に掲げる全ての要件に該当する人が受験できます。

- (1) 昭和56年4月2日以降に生まれた人
- (2) 民間企業等における職務経験（試験区分の業務に関連するものに限り、）が受験申込時において5年以上ある人
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない人
- (4) 受験申込時において三重県職員（任期付職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除きます。）でない人

#### 5 第1次試験

- (1) 試験種目  
基礎能力試験
- (2) 試験日  
令和5年9月24日（日）
- (3) 試験会場  
三重県立津高等学校（津市新町3-1-1）  
三重県庁講堂（津市広明町13）

#### 6 第2次試験

第1次試験合格者について次により行います。

- (1) 試験種目  
論文試験、総合人物試験、経験確認試験（「行政（デジタル）」に限り、）及び経験・専門性確認試験（「総合土木」に限り、）
- (2) 試験日及び試験会場  
令和5年10月下旬から同年11月上旬までの指定する日  
第1次試験合格通知で指定する場所

#### 7 受験申込み

申込みは原則としてインターネットに限り、三重県職員採用案内ホームページ（URL：<https://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>）から申し込んでください。

#### 8 受験申込の受付期間



令和5年7月14日（金）から同年8月24日（木）までとします。

なお、令和5年8月24日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

9 採用

この試験の合格者は、三重県職員採用候補者民間企業等職務経験者試験採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、令和6年4月1日の予定です。

10 その他

- (1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所でも配布します。
- (2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

令和5年度三重県警察官A採用候補者試験（2回目）を次のとおり実施します。

令和5年7月14日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

1 試験区分及び採用予定数

試験区分		採用予定数
警察官A	男性	約6名
	女性	約4名
	語学 ポルトガル語	約1名

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に関する業務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

- (1) 昭和63年4月2日以降に生まれた人（「男性」にあつては男性、「女性」にあつては女性とします。）で、次に掲げるもの
  - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業した人及び令和6年3月31日までに卒業する見込みの人
  - イ 三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認める人
- (2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。
  - ア 日本の国籍を有しない人
  - イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当する人

5 第1次試験

- (1) 試験種目
  - 警察官A（男性・女性） 教養試験、論文試験、適性検査
  - 警察官A（語学） 教養試験、専門試験Ⅰ、論文試験、適性検査

論文試験は第1次試験日に行いますが、第1次試験合格者を対象に採点し、第2次試験として評価します。

なお、特定の資格を有する人に資格加点があります。
- (2) 試験日
  - 令和5年9月17日（日）
- (3) 試験会場
  - 三重県警察学校（津市高茶屋4-36-9）

6 第2次試験

第1次試験合格者について次により行います。

(1) 試験種目

警察官A（男性・女性） 人物試験、身体検査  
警察官A（語学） 専門試験Ⅱ、人物試験、身体検査

(2) 試験日及び試験会場

令和5年11月10日（金）から同月26日（日）までの指定する日  
第1次試験合格通知で指定する場所

7 受験申込みの方法

申込は、原則としてインターネットに限り、三重県職員採用案内ホームページ（URL：https://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/）から申し込んでください。

8 受験申込みの受付期間

令和5年7月14日（金）から同年8月21日（月）までとします。  
なお、令和5年8月21日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

9 採用

この試験の合格者は、三重県警察官採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。  
採用の時期は、原則として令和6年4月1日の予定です。

10 その他

- (1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所、三重県関西事務所、三重県警察本部警務部警務課及び三重県内の各警察署でも配布します。
- (2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

令和5年度三重県警察官B採用候補者試験を次のとおり実施します。

令和5年7月14日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

1 試験区分及び採用予定数

試験区分		採用予定数
警察官B	男性	約22名
	女性	約12名

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に関する業務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

- (1) 昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人（「男性」にあつては男性、「女性」にあつては女性とします。）で、次に掲げる要件に該当しないもの
  - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業した人又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの人
  - イ 三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認める人
- (2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。
  - ア 日本の国籍を有しない人
  - イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当する人

5 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験、作文試験、適性検査

作文試験は第 1 次試験日に行いますが、第 1 次試験合格者を対象に採点し、第 2 次試験として評価します。

なお、特定の資格を有する人に資格加点があります。

(2) 試験日

令和 5 年 9 月 17 日 (日)

(3) 試験会場

三重県警察学校 (津市高茶屋 4-36-9)

三重県伊勢警察署 (伊勢市神田久志本町 1481-3)

三重県尾鷲庁舎 (尾鷲市坂場西町 1-1)

6 第 2 次試験

第 1 次試験合格者について次により行います。

(1) 試験種目

人物試験、身体検査

(2) 試験日及び試験会場

令和 5 年 11 月 10 日 (金) から同月 26 日 (日) までの指定する日

第 1 次試験合格通知で指定する場所

7 受験申込みの方法

申込は、原則としてインターネットに限り、三重県職員採用案内ホームページ (URL : <https://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>) から申し込んでください。

8 受験申込みの受付期間

令和 5 年 7 月 14 日 (金) から同年 8 月 21 日 (月) 正午までとします。

なお、令和 5 年 8 月 21 日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

9 採用

この試験の合格者は、三重県警察官採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、原則として令和 6 年 4 月 1 日の予定です。

10 その他

(1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所、三重県関西事務所、三重県警察本部警務部警務課及び三重県内の各警察署でも配布します。

(2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局 (〒514-0004 津市栄町 1 丁目 891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932) へしてください。

## 労働委公告

労働関係調整法 (昭和 21 年法律第 25 号) 第 10 条の規定により、あっせん員候補者を次のとおり委嘱しましたので、労働関係調整法施行令 (昭和 21 年勅令第 478 号) 第 4 条及び労働委員会規則 (昭和 24 年中央労働委員会規則第 1 号) 第 68 条第 1 項の規定により公告します。

令和 5 年 7 月 14 日

氏名	関	歴	三重県労働委員会会長	委嘱年月日
板垣 謙太郎	弁護士		板垣 謙太郎	平成 28 年 5 月 9 日
大塚 耕二	弁護士			令和 2 年 5 月 21 日
吉田 すみ江	弁護士			平成 30 年 5 月 8 日
伊藤 明紀	弁護士			令和 4 年 5 月 10 日
西川 昇吾	三重短期大学法経科准教授			令和 4 年 5 月 10 日

番 条	喜 芳	連合三重会長	令和 3 年 6 月 21 日
楠 本	敏 久	U Aゼンセン三重県支部長	平成 30 年 11 月 21 日
成 瀬	豊	ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン労働組 合前執行委員長	令和 2 年 9 月 23 日
太 田	美 子	U Aゼンセン三重県支部主任	令和 3 年 2 月 22 日
加 藤	義 明	三重交通労働組合執行委員長	令和 4 年 11 月 21 日
西 田	義 明	三重いすゞ自動車株式会社代表取締役社長	令和 4 年 5 月 10 日
横 山	修 一	元日本トランスシティ株式会社取締役	平成 28 年 5 月 9 日
別 所	浩 己	三重県中小企業団体中央会参与	平成 30 年 5 月 8 日
下 田	典 史	住友電装株式会社特別顧問	令和 4 年 5 月 10 日
松 本	比登美	松阪興産株式会社総務部長	令和 4 年 5 月 10 日
林	幸 喜	三重県労働委員会事務局長	令和 5 年 4 月 21 日
袖 岡	静 馬	三重県労働委員会事務局次長兼調整審査課長	令和 3 年 4 月 21 日
森	元 就	三重県労働委員会事務局調整審査課課長補佐兼班長	令和 2 年 5 月 21 日
前 川	哲 也	三重県労働委員会事務局調整審査課主幹兼係長	令和 3 年 4 月 21 日

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---